

日高市地域防災計画の修正内容について

1 修正の概要

現行の日高市地域防災計画（平成 30 年 6 月修正）について、令和元年東日本台風の教訓、国の防災基本計画及び埼玉県地域防災計画の修正内容などを踏まえて修正しています。

（１）令和元年東日本台風など過去の災害の教訓に基づくもの

- ・市民自らの避難行動の理解促進（避難情報の周知、マイ・タイムライン作成の普及啓発など）
- ・広域応援・受援体制の整備
- ・災害廃棄物の適正処理体制の確保 など

（２）災害対策基本法の改正に伴うもの

- ・避難勧告を廃止し避難指示に一本化するなど避難情報改正の反映
- ・個別避難計画作成の強化
- ・広域避難に係る事前の準備 など

（３）防災基本計画の改定を踏まえた修正

- ・避難所等における新型コロナウイルス感染症対策
- ・女性等の視点を踏まえた防災対策の推進
- ・正常性バイアス等の理解の促進 など

（４）その他

- ・市事務組織改正への対応
- ・関係機関の組織名の修正
- ・各種データ・資料等の更新 など

2 各編における主な修正内容

現行計画（平成 30 年 6 月）からの主な修正内容は以下のとおりです。（抜粋して記載）

第 1 編 総則編

構成		主な修正内容
第 2 章 市域における 過去の災害と 災害危険性	第 1 節 市の概要	・最新データに更新。 ・地震調査研究推進本部が公表した断層帯の評価について最新情報を反映。
	第 2 節 本市における災害	・風水害の災害履歴を追加。
第 3 章 防災関係機関 の業務大綱	第 1 節 防災関係機関の業務大綱	・現在の組織機構、事務分掌に合わせて更新。 ・消防局を消防組合に修正し、市の災害対策本部組織からは独立した組織とした記載に変更。

第 2 編 震災対策編

構成		主な修正内容
第 1 章 施策ごとの具 体的計画	第 1 節 自助、共助による防災力 の向上	・適切な避難行動に関する普及啓発を追加。正常性バイアス等への理解、高齢者の適切な避難行動に関する理解促進について追加。 ・自主防災組織における女性の参画促進、男女共同参画の視点を踏まえた人材育成について追加。

構成		主な修正内容
		・市民及び一般企業、危険物等関連施設の管理者の防災対策について追加、更新。 ・ボランティア関係機関等との情報共有について追加。
	第2節 災害に強いまちづくりの推進	・空き家対策、道路災害の予防、孤立化地域対策を項目として追加。 ・オープンスペース等の確保において、Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）及びグリーンインフラの取組の推進などについて追加。
	第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保	・緊急輸送道路の指定状況について更新。 ・廃棄物処理施設の事業者と協力し、応急活動の準備や備蓄することを追加・更新。 ・下水道施設の応急対策、復旧対策について追加、更新。
	第4節 応急対応力の強化	・防災拠点における災害時の電源確保、非常用通信手段の確保について追加。 ・応急、復旧復興のための人材確保方策の整備に努めることを追加。 ・応急対策に災害発生直前の未然防止活動を追加。
	第5節 消防	・最新の現況データに更新。 ・情報収集及び伝達及び応援隊の受入れ、消防活動の指針、応援要請について追加、更新。
	第6節 情報の収集・共有・伝達体制の整備	・情報の収集・共有・伝達体制の整備について記載を追加。 ・行方不明者の把握に関する記載を追加。
	第7節 医療救護等対策	・災害時の医療活動の実施主体と役割について更新、追加。
	第8節 帰宅困難者対策	・一時滞在施設における通信環境の整備について追加。
	第9節 避難対策	・避難行動要支援者の避難支援について名簿や避難計画の作成、福祉避難所の指定等の推進を追加・更新。 ・指定避難所における生活環境の確保として、要配慮者、女性、子どもへの配慮、停電対策について追加。 ・避難所における新型コロナウイルス感染症対策や自宅療養者への対応について追加。 ・ホームレスの受け入れ方策について定めることを追加。 ・住民に対し、状況等により「屋内安全確保」や「緊急安全確保」を行うべきことを周知徹底することを追加。 ・指定避難所だけでは不足する場合、他施設の活用も含め可能な限り避難所を開設することや避難所の混雑状況などを多様な手段を用いて周知することを追加。 ・広域避難について追加。また、広域一時滞在について、広域避難に合わせて更新。
	第10節 災害時の要配慮者対策	・避難行動要支援者名簿について、実情に合う形で支援対象を設定し、定期的に名簿を精査すること追加。 ・避難行動支援において必要な組織や団体と連携に努めることを追加。

構成		主な修正内容
	第 11 節 物資供給・輸送対策	・求められる物資は、時間の経過、季節、被災地の実情、要配慮者等及び男女によって違うことに配慮することを追加。
	第 12 節 相互応援	・応援受入体制の整備について、広域受援体制及び活動拠点の運営体制の整備、防災関係機関との事前連携等を追加。 ・応援受入に当たっては、受援ニーズを的確に把握するとともに、応援団体が円滑に活動できるよう配慮することを追加。
	第 14 節 市民生活の早期再建	・り災証明書の交付体制の整備について、被災時に家屋内外の写真撮影することについて追加。 ・がれき処理等廃棄物対策を追加。 ・被災中小企業支援を追加。 ・応急救助の種類、対象、期間、実施者等を更新。 ・半壊（焼）に準半壊を追加。 ・応急仮設住宅を建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅に区別して追加・更新。 ・文教対策において教材・学用品等の給与について更新。 ・被災者生活再建支援制度等について更新。
第 2 章 災害復興	－	・男女共同参画の観点から、女性の参画を促進すること、子ども・障害者等が住みやすい共生社会を実現することを追加。
第 3 章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置	－	・「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」から、「南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置」に変更。
第 4 章 火山噴火降灰対策	－	・噴火警報・予報、降灰予報について更新。 ・埼玉県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況について追加。 ・噴火速報及び火山の状況に関する解説情報の発表について追加。 ・降灰後の注意の周知について更新。

第 3 編 風水害対策編

構成		主な修正内容
第 1 章 施策ごとの具体的な計画	第 1 節 自助、共助による防災力の向上	・第 2 編と同様の修正。 ・水害に対するマイ・タイムラインの作成の普及啓発について追加。
	第 2 節 災害に強いまちづくりの推進	・河川の浸水想定の情報提供について追加。 ・ため池の防災対策について追加。 ・土砂災害警戒区域内における要配慮者関連施設の避難支援計画の整備について追加。
	第 3 節 交通ネットワーク・ライ	・降雨予測等から広域的にできるだけ早く通行規制予告を発表することを追加。

構成		主な修正内容
	フライン等の確保	
	第4節 応急対応力の強化	・必要に応じて民間事業者への委任により水防活動を行うこと、事前に災害協定等の締結に努めることを追加。 ・土砂災害警戒情報の発表について土砂キキクルで確認できることや警戒レベルについて追加。
	第6節 情報の収集・共有・伝達体制の整備	・特別警報等がより詳細に発表されること、キキクル等の発表について追加。 ・各警報等の概要及び警戒レベル相当について追加・更新。 ・早期注意情報として5日先までの警報級の現象の可能性が発表されることを追加。 ・気象警報等の伝達について更新。 ・異常な現象発見時の通報について気象庁機関の通報先を更新。
	第8節 避難対策	・第2編と同様の修正。 ・洪水等、土砂災害、局地的短時間豪雨に対する避難について各項目を立てて追加。 ・事業者による従業員等の安全確保について追加。 ・避難情報（避難指示一本化）の発令について、発令状況及び住民に求める行動について整理・更新。 ・予測可能な大雨災害の場合、予測から災害のおそれなくなるまで適切に状況を伝達することを追加。
	第13節 市民生活の早期再建	・第2編と同様の修正。
	第14節 竜巻等突風対策	・竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの概要について更新。
第3章 雪害対策	－	・雪道運転の際の車内備蓄について追加。 ・災害応急活動体制の施行に当たっては、積雪深に考慮することを追加。 ・交通規制を行う際、道路管理者と連携を図ることを追加。 ・雪害時の滞留車両の乗員保護について追加。

第4編 複合災害対策編

構成		主な修正内容
－	第1 基本方針	・ライフラインの復旧に下水道を追加。

第5編 広域応援編

構成		主な修正内容
－	－	・初動対応手順について更新。 ・広域応援要員の派遣体制の整備について更新。 ・広域避難受入体制の整備について更新。

第6編 事故災害対策編

構成		主な修正内容
－	第2節 危険物等災害対策計画	・ 高圧ガス施設管理者および鉄砲・火薬類保管管理者に対し自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行うことを追加。 ・ 高圧ガスの二次的災害の防止等について記載を追加。